

益田市自転車活用推進委員会

第1回 協議資料

議事2 自転車に関する動向

- 2-1. 自転車に関するこれまでの動向…………… p.1
- 2-2. 自転車に関する本市の動向の振り返り…………… p.2
 - ① 益田市自転車ネットワーク計画策定…………… p.3
 - ② 自転車活用推進事業、サイクルスポーツ振興事業…………… p.4
 - ③ 益田市高津川かわまちづくり計画の登録…………… p.5
- 2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり…………… p.6
 - ① 国・第2次自転車活用推進計画(改定)…………… p.7
 - ② 自転車利用者ヘルメットの努力義務化…………… p.8
 - ③ 自転車安全利用五則の改定…………… p.9
 - ④ 自転車青切符による取締りの導入…………… p.10
 - ⑤ 条例による自転車損賠賠償責任保険等への加入促進の動き…………… p.11
 - ⑥ 新型コロナウイルス5類引き下げによる観光の回復…………… p.12
 - ⑦ 自転車と同様の通行空間を共有する新モビリティ…………… p.13
 - ⑧ 益田市高津川かわまちづくり計画の登録(再掲)…………… p.14

2-1. 自転車に関するこれまでの動向

令和2年6月 益田市自転車活用推進計画策定

国・全国の動向

- 令和2年～令和4年3月 新型コロナウイルス感染拡大
 - ・緊急事態宣言(全国R2.4～5、都市圏等R3.1～R3.9)
 - ・まん延防止等重点措置(全国R3.1～R3.9、R4.1～R4.3)
- 令和2年10月 カーボンニュートラル2050宣言
- 令和3年5月 国・第2次自転車活用推進計画(改定)

- 令和4年11月 自転車安全利用五則改定(警察庁)

- 令和5年4月 改正道路交通法の施行による
自転車利用者ヘルメットの努力義務化
- 令和5年5月 新型コロナウイルス5類引き下げ
- 令和6年3月 自転車青切符(道路交通法改正案)閣議決定
5月 道路交通法を改正する法案が可決

益田市の動向

- 令和3年度～ 益田市自転車活用推進委員会の設立
- 令和3年3月 第6次益田市総合振興計画策定
(益田市版 SDG's設定)
- 令和4年度～ 自転車活用推進事業補助金の創設
- 令和4年8月 益田市高津川かわまちづくり計画 登録
- 令和5年3月 益田市立地適正化計画策定
益田市地球温暖化対策実行計画策定
- 令和5年度～ サイクルスポーツ振興事業
- 令和5年5月 益田市自転車ネットワーク計画策定
- 令和6年1月 益田市高津川かわまちづくり利活用
・維持管理推進協議会(仮称)の設立
- 令和6年2月 益田市地域公共交通計画改定

令和6年度 益田市自転車活用推進計画改定

- 令和12(2030)年 島根国体(益田市:ロードレース)

2-2.
自転車に関する
本市の動向の振り返り



2-2. 自転車に関する本市の動向の振り返り

② 自転車活用推進事業、サイクルスポーツ振興事業

- 自転車活用推進に関する民間団体等の活動をサポートするため、令和4年度に「自転車活用推進事業」が、令和5年度に「サイクルスポーツ振興事業」を開始
- 令和5年度においては、「高津川カヤックと合わせたアクティビティ体験イベント」、「デイキャンプイベントに合わせた自転車の乗り方教室とサイクリング」等で活用された

自転車活用推進事業

▼令和6年度益田市自転車活用推進事業補助金 募集要項一部抜粋

趣旨	○益田市自転車活用推進計画に掲げる施策を推進し、地域の活性化に寄与するため、民間団体等の実施する自転車活用推進に関する事業に対して支援を行う
募集事業の内容	○「益田市自転車活用推進計画」の以下①②の施策に該当する事業 ①自転車に親しむ機会の創出 例)自転車教室の開催 健康を目的としたサイクルイベント等 ②市民生活における自転車の安全な利用、安全利用教育の促進 例)自転車交通安全教室の実施、 損害賠償責任保険等加入促進講座等
補助額	補助対象経費 15万円 ※補助対象経費のうち備品購入費については、1件あたり3万円を上限
所管課	益田市産業経済部観光交流課
R5年度活用事例	<p>【益田のアクティビティ体験】 高津川カヤックとサイクリングを楽しむイベントの実施</p>  <p>【はじめてのよくばりチャリダー】 デイキャンプイベントに合わせて自転車の乗り方教室とサイクリングを実施</p> 

サイクルスポーツ振興事業

▼令和5年度益田市サイクルスポーツ振興事業補助金 募集要項一部抜粋

趣旨	○令和12年に開催予定の第84回国民スポーツ大会の自転車(ロード・レース)競技に関わる人材の育成及び推進体制の整備を図ることにより、地域の活性化に寄与することを目的として、民間団体等の実施するサイクルスポーツの振興に関する事業に対して支援を行う
募集事業の内容	○以下、①～③の事業とする。 ①気軽に自転車に親しむ「場」づくりに資する事業 ②自転車に親しむ「ひと・団体」づくりに資する事業 ③前①②のほか、国スポ自転車(ロード・レース)競技に関わる人材の育成及び推進体制の整備のために必要と認められる事業
補助額	○210万円 又は 補助対象事業の実施に要する経費から参加者の負担金その他の収入を控除して得た額のいずれか低い方を上限とする
所管課	益田市教育委員会協働のひとづくり推進課

2-2. 自転車に関する本市の動向の振り返り

③ 益田市高津川かわまちづくり計画の登録 令和4年8月

- 令和4年8月に国土交通省のかわまちづくり計画として、「益田市高津川かわまちづくり計画」が登録
- 「益田市自転車活用推進計画」に基づく「自転車による健康増進」と、地域の伝統行事である流鏝馬神事やいかだ流し、カヌー・カヤック等のアクティビティ、その他、マルシェや水辺キャンプ等の取り組みによる「拠点における賑わい創出」を目標とする
- 自転車活用では、河川管理用通路の活用による高津川を周遊できるサイクリングコースの整備等が計画

かわまちづくりについて

- 平成21年に国土交通省による「かわまちづくり」支援制度が創設。
- 水辺を生かした地域の賑わい創出を目指す取り組み「かわまちづくり」を推進するため、国がハード・ソフト両面を支援

益田市高津川かわまちづくり計画 概要

事業概要	○自転車における健康増進」と「拠点における賑わい創出」を目標に掲げ、高津川を周遊できる新たなサイクリングコースの整備、マルシェや水辺キャンプなどの新たな取り組みを可能とする拠点整備を行い、地域活性化をはかる	
事業期間	令和5年度～令和9年度 (整備後も継続した検証を実施予定)	
ハード施策	国土交通省	河川管理用通路、親水護岸、階段護岸等
	益田市	案内看板、サイクルスタンド、トイレ改修等
ソフト施策	国土交通省	都市・地域再生等利用区域の指定等
	益田市	サイクリングマップ作成等



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

**2-3.
第2次計画に踏まえる動向・
機運の高まり**

2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

① 国・第2次自転車活用推進計画(改定) 令和3年5月

- 国の自転車活用推進計画では、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、第1次計画から一部取組を更に強化
- **新たな施策として、「多様な自転車の開発・普及」、「損害賠償責任保険等への加入促進」が追加**

(国土交通省HP 第2次自転車活用推進計画の概要 より)

第1次計画からの変更箇所は赤字

自転車を巡る現状及び課題

**コロナ禍における
生活様式・交通行動の容容**

○ コロナ禍で、**通勤・配達目的**等の自転車利用のニーズが高まっている。

自転車通勤の開始時期

都市内の自転車通勤者のうち、4人に1人がコロナ流行後に自転車通勤を開始

新型コロナ流行後 23.0%

新型コロナ流行前 77.0%

(au損害保険㈱ R2.7アンケート調査より) n=500

情報通信技術の発展

○ 交通分野でも**デジタル化**が更に進展する可能性。(複数の交通モードやまちづくりとの連携等)

MaaS (Mobility as a Service)

二つのサービスとして提供(検索・予約・決済)

※ 観光の移動目的と一体化

高齢化等も踏まえた「安全・安心」

○ 健康や生きがいの観点から、**高齢者、障害者等にも対応**した様々な自転車の普及を更に進める必要。

○ 配達目的等での自転車利用者が増加する中、**危険な運転を防止**するなど、安全の確保が課題。

○ 自転車対歩行者の**高額賠償事故**が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。

脱炭素社会の実現に向けた動き

新たな低速小型モビリティの登場
(自転車通行空間への影響)

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策

1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備
3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. 情報通信技術の活用等の推進
7. 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策

8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
15. **多様な自転車の開発・普及【新規】**
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進(再掲)
20. 自転車通行空間の計画的な整備(再掲)
21. 災害時における自転車の活用の推進
22. **損害賠償責任保険等への加入促進【新規】**

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

第1次計画からの主な強化措置

○地域の「自転車活用推進計画」策定の支援に加え、以下に取り組む。

- ・ **計画の質の向上**(ネットワーク路線の計画への位置付け等)
- ・ **計画に基づく取組の実施のフォロー**(整備事例の効果分析)等

○安全で快適な自転車通行空間の創出のため、**都市部を中心に計画策定し整備を推進**。(利用者の多様性、将来に渡る使われ方に留意しガイドラインも見直し)

<自転車の走行性・配慮した排水構造の例>

○自転車利用環境の向上等のため、情報通信技術の活用を強化。

- ・ **データを活用した計画策定**への支援
- ・ 自転車通行空間の整備状況等の**オープンデータ**化による経路検索等への活用
- ・ **シェアサイクル**への**MaaS**や**AI**の活用 等

<自転車走行データの分析(前橋市)>

○**企業の自転車通勤のための環境整備**を更に推進。

- ・ 「自転車通勤導入に関する手引き」の見直し
- ・ 環境整備のための支援策の具体化 等

<企業の駐輪スペースの設置> (出典:国土交通省)

○サイクリング拠点やコンテンツ等の充実を図る。

- ・ **商業施設**(コンビニ等) **等と連携**した受入サービスの充実
- ・ サイクルツーリズムを含む**体験型・滞在型コンテンツ**の推進
- ・ **マウンテンバイク**のコース整備や森林の保全管理等の推進

○サイクリングルートの持続的な磨き上げを実施。(ナショナルサイクルレイト等の整備、JNTOサイト等を活用した情報発信)

<森林でのMTB走行> (出典:林野庁)

○高齢者、障害者等も含め、**身体に合った多様な自転車の開発・普及**を推進。

○**身体に合った自転車選び**をアドバイスする人材を通じ、適切な自転車購入を支援。

<三輪アシスト自転車研究> (出典:東北大学大学院工学部)

○交通安全の啓発の対象・機会について、以下を新たに計画に明記し推進。

- ・ 対象: **配達員**や**自動車運転者**を含む道路利用者全体(小学校以上の学校教育に加え) **未就学児**やその**保護者**
- ・ 機会: **自転車購入時**等、自動車運転**免許更新時講習**(高齢者講習)

○条例策定支援のほか、**自転車販売店**等を通じて保険加入を促進。

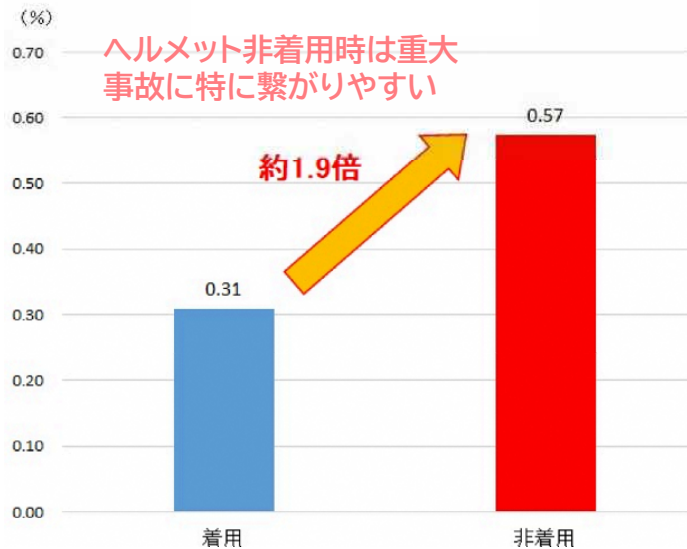
持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用の推進を一層図る

2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

② 自転車利用者ヘルメットの努力義務化 令和5年4月

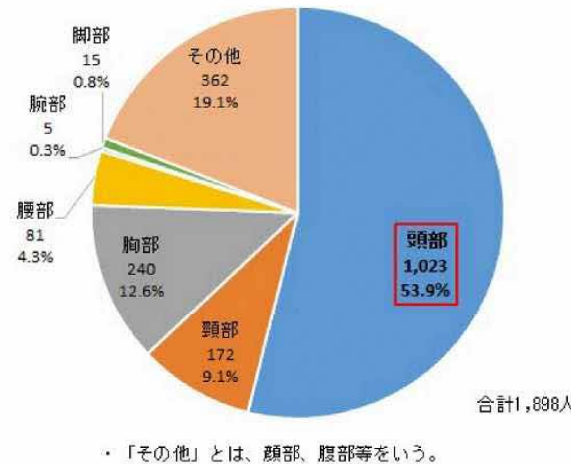
- 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日より、**自転車乗車中の死亡事故を防ぐため、全ての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務化**（これまでは13歳未満の子どものみが努力義務の対象）

ヘルメット着用状況別の致死率比較
(令和元年～令和5年 合計)



- 自転車乗用中の乗車用ヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合(致死率)は、着用時の約1.9倍

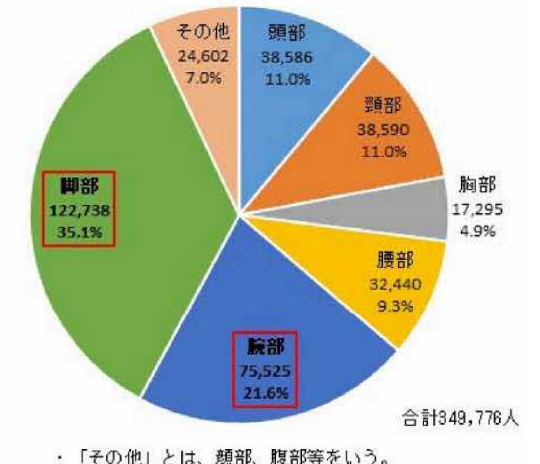
自転車乗車中死者の
人身損傷主部位(致命傷の部位)
(令和元年～令和5年 合計)



- 自転車乗用中の死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)は、頭部が多い

(各グラフとも警察庁HP 自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～より)

自転車乗車中負傷者の
人身損傷主部位
(令和元年～令和5年 合計)



- 自転車乗用中の負傷者の人身損傷主部位は、腕部、脚部である場合が多い

改正道路交通法における乗車用ヘルメットに関する規定

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】改正後の道路交通法第63条の11

(内閣府HP自転車の安全利用の促進についてより)

2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

③ 自転車安全利用五則の改定 令和4年11月

- 全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務化が課されたことを契機として、**自転車に関する交通秩序の更なる整序化、自転車の安全利用を促進するため、令和4年11月、自転車の安全な運転方法を示したルール「自転車安全利用五則」が改定された**

【改定後:自転車安全利用五則】

- (1) 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- (3) 夜間はライトを点灯
- (4) 飲酒運転は禁止
- (5) ヘルメットを着用



(内閣府 自転車安全利用五則リーフレット裏面詳細)

改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通る場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通ることができます

歩道を通り得る場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



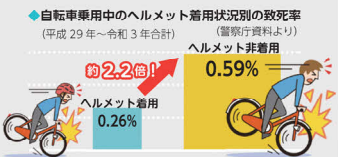
5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。



【改定前(参考):自転車安全利用五則】

- (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (4) 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止／
 - 夜間はライトを点灯／交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- (5) 子どもはヘルメットを着用

2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

④ 自転車青切符による取締りの導入 令和6年5月法案可決・成立

- 改正道路交通法により、**2026年(令和8年)までに「交通事故の原因又は悪質性・危険性・迷惑性が高い自転車利用者の違反」**に対して、**交通反則切符(自転車青切符)**による取締りが開始される

青切符の対象となる自転車運転者の年齢

- **16歳以上**の自転車運転者を交通反則通告制度の対象とする

・義務教育を修了し、基本的な自転車の交通ルールに関する最低限の知識を有しており、交通反則通告制度による画一的な処理になじむと考えられることから

自転車利用者に対する取締りの重点行為対象

交通反則切符 (青切符)	<p>《交通事故の原因又は悪質性・危険性・迷惑性が高い違反》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○信号無視 ○指定場所一時不停止 ○通行区分違反(右側通行、歩道通行等) ○通行禁止違反 ○遮断踏切立ち入り ○歩道における通行方法違反 ○制動装置不良自動車運転 ○携帯電話使用(ながら運転) ○公安委員会遵守事項違反(傘差し) <p style="text-align: right;">など</p>
交通切符 (赤切符)	<ul style="list-style-type: none"> ○酒酔い運転 ○<u>酒気帯び運転</u> など

- ・交通違反を犯した場合、青切符は反則金を納付振れば起訴免除、赤切符は基礎を見据えて捜査
- ・改正道路交通法により、自転車走行中の携帯電話使用(ながら運転)、自転車での酒気帯び運転にも罰則を新設された

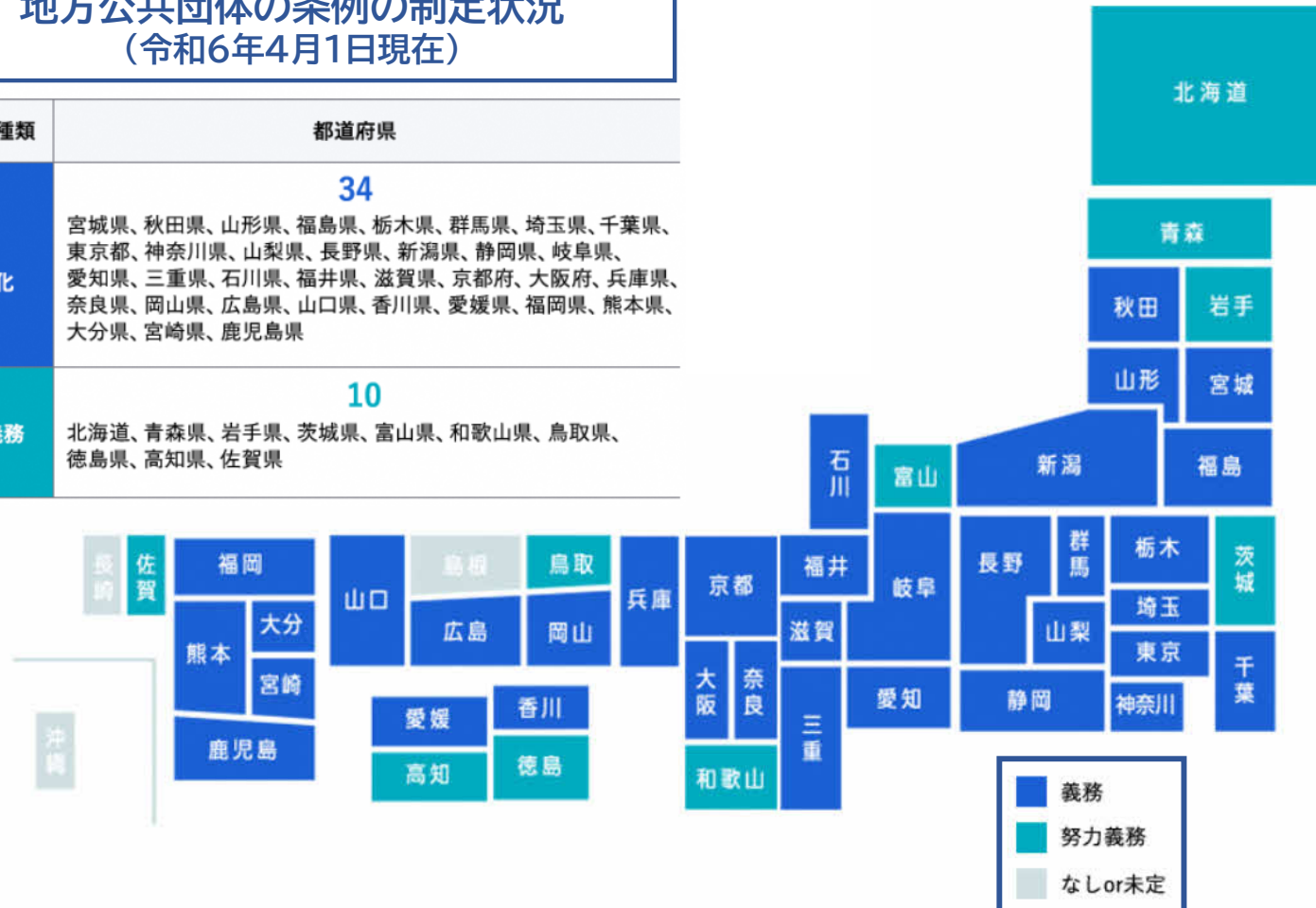
2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

⑤ 条例による自転車損賠賠償責任保険等への加入促進の動き

- 自転車事故における被害者救済の観点から、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが全国で広がっている
- 令和6年4月1日現在、**34都道府県**で「**自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例**」が制定されている

地方公共団体の条例の制定状況 (令和6年4月1日現在)

条例の種類	都道府県
義務化	34 宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務	10 北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

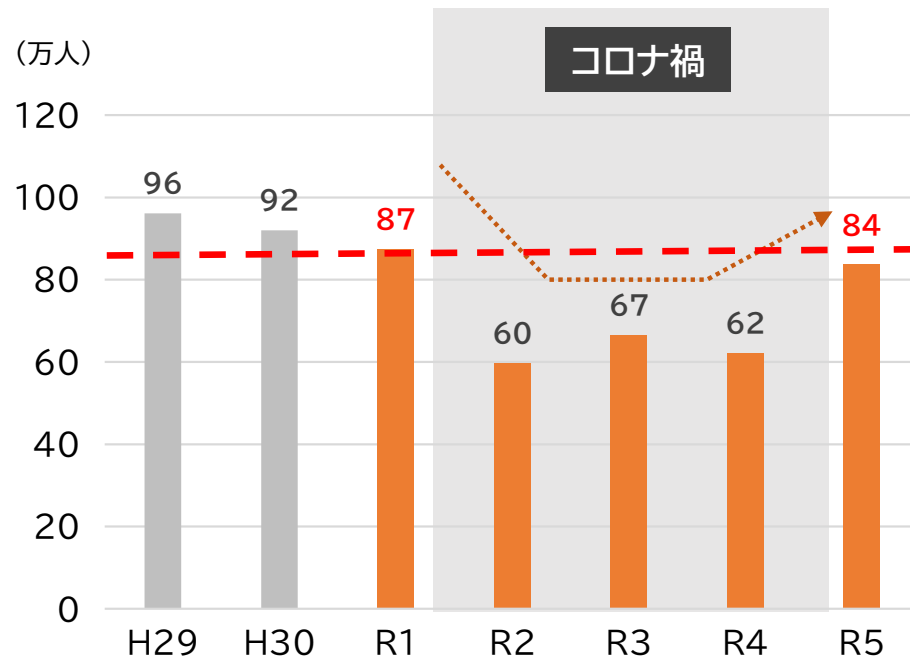


2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

⑥ 新型コロナウイルス5類引き下げによる観光の回復

- 令和2年から令和4年にかけては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、不要不急の外出やイベント自粛要請等の影響等を受けて、観光入込客延べ数は減少傾向にあった
- 令和5年は、同年5月の新型コロナウイルス5類引き下げ等を受けて、市の観光入込客延べ数はコロナ禍前と同程度の水準まで回復しており、今後は観光振興に向けて取り組む好機と考えられる

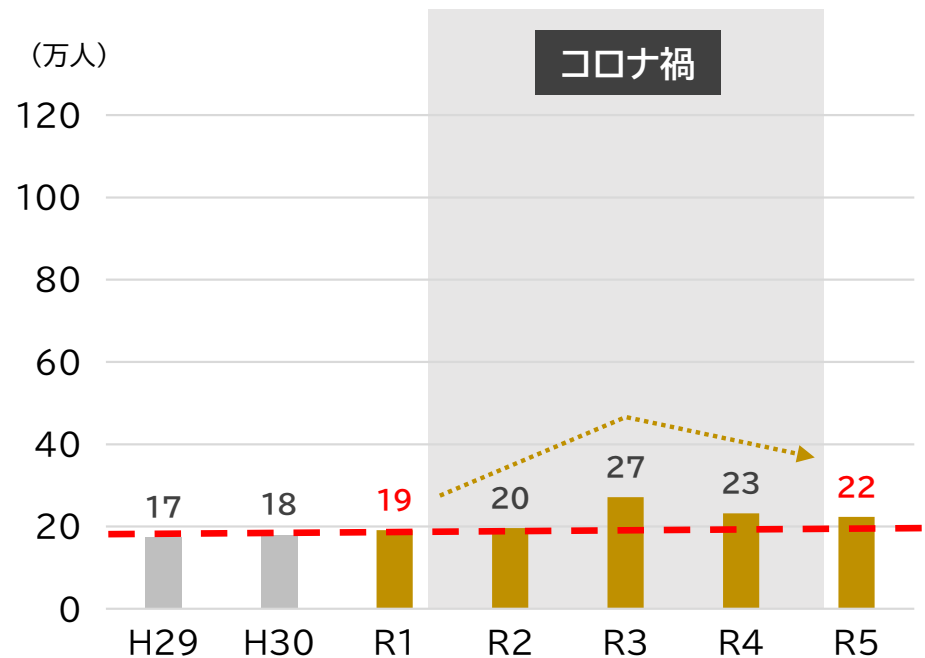
益田市 観光入込客延べ数の推移



○益田市の観光入込客延べ数は、コロナ禍(令和2年～令和4年)において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて20万人程度の減少傾向にあった。

○令和5年では、同年5月の新型コロナウイルス5類引き下げ等の影響から、観光入込客延べ数は回復の傾向となっている。

益田市 宿泊客延べ数の推移



○益田市の宿泊客延べ数は、コロナ禍(令和2年～令和4年)において微増しており、約20万人以上で推移している。特に令和3年は、約27万人とコロナ禍前より約10万人増加している。

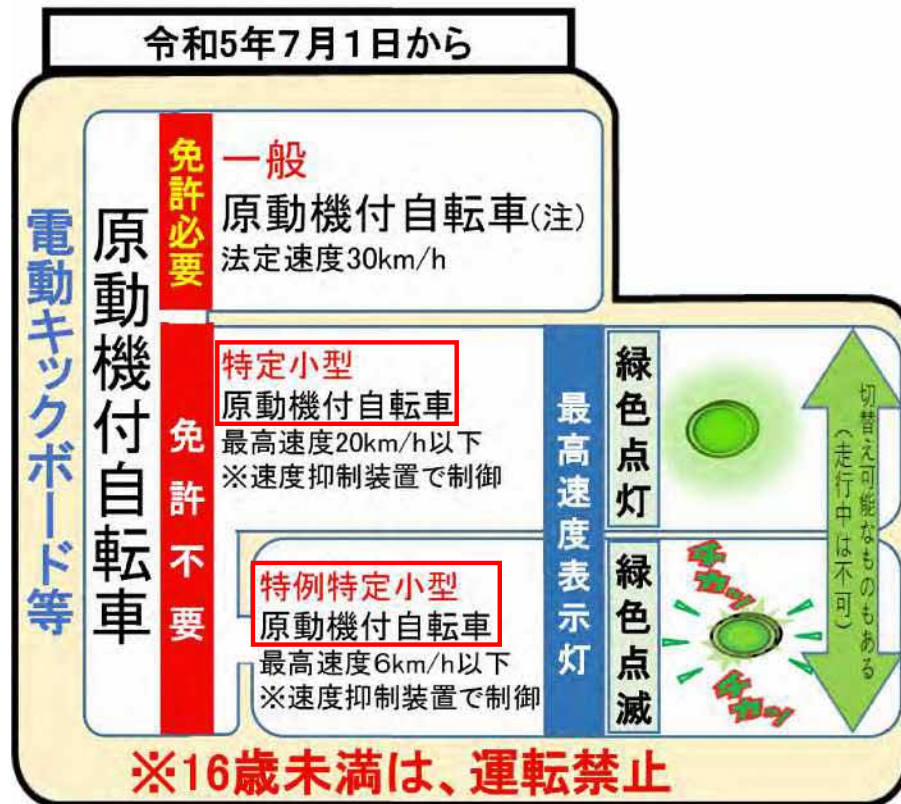
○令和5年も約22万人と、コロナ禍前と比べて宿泊客延べ数は増加傾向となっている。

2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

⑦ 自転車と同様の通行空間を共有する新モビリティ(電動キックボード)

- 改正道路交通法により、令和5年7月1日から、**一定の条件を満たす電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」、「特例特定小型原動機付自転車」に位置付け**(16歳以上/免許不要)
- 原則、車道の左側を通行するほか、**自転車道も通行可能であり、「特例特定小型原動機付自転車」の場合は「普通自転車等及び歩行者等占用」標識のある歩道内も通行可能等**、自転車と同様の通行空間を共有

「特定小型原動機付自転車」の位置づけ



電動キックボードの利用要件

- 公道を走行するにあたり、
- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
 - ②ナンバープレートを取付け、
 - ③自賠償保険(共済)に加入しなければならない。



- 「特定小型原動機付自転車」
- ・速度抑制装置による制御により最高速度20km/m以下
 - ・原則、車道の左側端に寄って通行しなければならない(但し、自転車道も通行可能)
- 「特例特定小型原動機付自転車」
- ・速度抑制装置による制御により最高速度6km/m以下
 - ・原則、車道の左側端に寄って通行しなければならない(但し、自転車道も通行可能)
 - ・「普通自転車等及び歩行者等占用」の道路標識が設置されている歩道に限り、歩道内も通行可能

「普通自転車等及び歩行者等専用」標識



・なお、普通自転車であれば高齢者等が運転する場合や道路工事中、連続した駐車車両等がある場合などは、左記の標識が無い場合でも歩道内を通行できるが、「特例小型原動機付自転車」はそうした場合も通行不可

2-3. 第2次計画に踏まえる動向・機運の高まり

⑧ 益田市高津川かわまちづくり計画の登録 令和4年8月 (再掲)

- 令和4年8月に国土交通省のかわまちづくり計画として、「益田市高津川かわまちづくり計画」が登録
- 「益田市自転車活用推進計画」に基づく「自転車による健康増進」と、地域の伝統行事である流鏝馬神事やいかだ流し、カヌー・カヤック等のアクティビティ、その他、マルシェや水辺キャンプ等の取り組みによる「拠点における賑わい創出」を目標とする
- 自転車活用では、河川管理用通路の活用による高津川を周遊できるサイクリングコースの整備等が計画

かわまちづくりについて

- 平成21年に国土交通省による「かわまちづくり」支援制度が創設。
- 水辺を生かした地域の賑わい創出を目指す取り組み「かわまちづくり」を推進するため、国がハード・ソフト両面を支援

益田市高津川かわまちづくり計画 概要

事業概要	○自転車における健康増進」と「拠点における賑わい創出」を目標に掲げ、高津川を周遊できる新たなサイクリングコースの整備、マルシェや水辺キャンプなどの新たな取り組みを可能とする拠点整備を行い、地域活性化をはかる	
事業期間	令和5年度～令和9年度 (整備後も継続した検証を実施予定)	
ハード施策	国土交通省	河川管理用通路、親水護岸、階段護岸等
	益田市	案内看板、サイクルスタンド、トイレ改修等
ソフト施策	国土交通省	都市・地域再生等利用区域の指定等
	益田市	サイクリングマップ作成等



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。